

目次

1. 幹事休業および代理幹事の選出について
2. 日本労働社会学会 第33期 第4回幹事会(2021.7.3)議事録
3. 第33期 第2回 研究例会・第1回関西部会(2021.7.3)報告

★2021年度年会費納入のお願い★

★新著紹介のお願い★

★所属や住所、メールアドレス変更連絡のお願い★

1. 幹事休業および代理幹事の選任について

中根多恵幹事をご事情により休業に入られ、休業期間中の代理幹事として清水友理子会員(浜松学院大学)が選任されました。なお、幹事の休業および代理幹事選任に関しては幹事会において新たな内規を設けております。この経緯につきましては、第3回幹事会議事録II-10もご覧いただければと思います。

2. 日本労働社会学会 第33期 第3回幹事会 議事録

日時: 2021年7月3日(土) 13:00~14:50

場所: Zoomによるオンライン開催

出席者: 吉田、江頭、勝俣、谷川、岡村、大野、清水、跡部、横田、渡辺、小尾、松永、高島、小川、鈴木、三家本

I 第33回大会(10月23日~24日 大阪経済大学)の準備について(大野幹事)

1. 開催校準備状況及び開催方法

- ・Zoomのホストは伊藤会員(大会開催校)にお願いすることとした。自由論題については、なるべく2部並行にならないようにするが、自由論題報告の申し込みが多い場合は、もう1つの部会のZoomのホストは、江頭事務局長が担当する。
- ・ログイン方式については、大会プログラムと大会案内メールにURLとパスワードを記載しておき、自由論題とシンポの入室のためのパスワードは不要にする。
(総会の入り方については、代表幹事・事務局を中心に別途対応を検討)
- ・9月頃、希望者にリハーサルを実施する予定。また当日の資料の配布や、質問の受付方式については、研究活動委員会で引き続き検討して決定することとされた。

2. シンポジウム 10月24日（日） 10時～16時を予定

テーマ：「日本における労働教育の現状と課題」

シンポジスト：(敬称略)

竹信三恵子（和光大学名誉教授）

筒井美紀（法政大学）

小谷幸（日本大学）

安谷屋貴子（コミュニティ・オーガナイズング・ジャパン）

コメンテーター：(敬称略)

兵頭淳史（専修大学）

プレシンプ9月4日（土）15時～

- ・非会員のシンポジウム、プレシンプ登壇者への謝金について、今回は、2019年度第31期第5回幹事会における決定を踏襲することとした(シンポ・プレシンプ登壇をあわせて、謝金1万円+交通費。原稿料なしで執筆いただける場合は依頼するが、それが難しい場合は執筆の依頼を行わず、テープ起こし等に対応する)。ただし、謝金の金額や原稿執筆依頼のかたちについては、今後の検討課題として認識しておくことが確認された。

3. 自由論題

- ・自由論題報告の応募状況および今後のリマインドの予定について、報告された。

4. その他

- ・開催のための費用については、開催校の援助金で賄うことができる見込みだが、追加費用がかかる（かかった）場合は、大会会計補充金予算の執行を谷川会計幹事に申し出ることとされた。

II 委員会報告・協議

1. 『年報』編集委員会（小尾幹事）

- ・全体としてスケジュール通り進行していることが報告された。
- ・投稿論文については、実際に投稿された論文3本のうち、2本は掲載不可とされ1本が再査読中であること、書評については予定している6件のうち3件が原稿受理済みであること、掲載原稿を8月中に揃え、一括して出版社に入稿する予定であることが報告された。

2. 『ジャーナル』編集委員会（高島幹事）

- ・8件のエントリーがあり、実際の論文の提出は4本だったことが報告され、査読から発行までのスケジュールについて確認された。

3. 研究活動委員会（大野幹事）

(1) 学会奨励賞

- ・学会奨励賞の選考対象作品の選定を行った結果、著書2点（うち1点は推薦あり）、論文3点が選考対象となったことが報告され、引き続き、選考委員による選考に入ることが報告された。うち1点については、選考委員の1人が、著者の大学院の指導教員にあたるため、前回幹事会後にメール審議を経て承認された申し合わせのとおり（本議事録のⅡ委員会報告・協議の10. 事務局(2)-1を参照）、この作品の選考にあたっては、当該選考委員1名に代わって、前期の選考委員1名を臨時選考委員として加え、3名で審査を行うことが報告された。
- ・なお審査結果については、受賞作のみを受賞理由とともに年報に掲載することとし、受賞しなかった候補作や選に漏れた理由については、掲載しないこととした。
- ・また、特集論文については、奨励賞の選考対象とはしないことが確認された。

(2) 研究例会

- ・幹事会終了後に開催される関西部会と合同による研究例会の案内があった。事前の参加登録者数は75名。

4. 関西部会（渡辺幹事）

特になし。

5. 社会学系コンソーシアム担当（小川幹事）

特になし。

6. 社会政策関連学会協議会担当（小尾幹事）

特になし。

7. 学会ホームページ担当（鈴木幹事）

- ・今春から、会員の新著に関する情報を会員から募集し、その情報をホームページ上で1ヶ月毎に更新・紹介していくという試みを行っていることについて報告された。

8. デジタル化担当（江頭幹事）

- ・2021年5月14日に第28号から第30号の3号分をJ-Stageに搭載し、業者に170,720円を支払ったことが報告された。これで、過去の『年報』のJ-Stage搭載はすべて完了し、次回は31号(2020)を2021年の10月に搭載する予定。
- ・年報編集委員会は、新たに搭載していく号については、出版社にPDF化したものをもらってデジタル化担当に送ることが確認された。

9. 会計担当（谷川幹事）

(1) 海外からの学会費の送金方法の変更について

- ・ゆうちょ銀行に海外から送金する手数料が高額となったため、海外からの学会費の送金方法として、カード決済やpaypalの導入を検討していることが報告された。ワールドミーティングにこれらのシステムを導入した場合の経費を確認した上で、次回幹事会で改めて審議・決定することとされた。海外在住会員は現在9名。

(2) 長期未納者

- ・5年を超えて滞納している会員については、退会予告通知を送り、9月末までに納入がなければ退会扱いとすることとされた。

(3) その他報告

- ・学会会計のゆうちょ銀行の口座名義人が、過去の会計担当幹事のままになっているため、次期会計主担当となる岡村幹事に名義を変更する手続きを進めていること、合わせてゆうちょ銀行オンラインバンクの手続きをすすめていることが報告された。また、会費未納者に対する対応（督促状の送付等）について報告された。

10. 事務局（吉田代表幹事・江頭事務局長）

(1) 名誉会員規定について

- ・本学会においては過去には名誉会員として在籍された例はあったが、現在、具体的な規程がない状況である。代表幹事から、他学会の規定などを参考にしながら代表幹事・事務局のほうで原案を準備するという提案があり、承認された。

(2) Web 審議済事項についての報告

(2)-1 奨励賞選考委員に関する申合せ

- ・研究活動委員会から提案のあった学会奨励賞の選考委員の選出に関する申し合わせについて、メールによる審議・投票を行った結果、4月13日をもって承認されたことが報告された。

(2)-2 役員の休業に関する内規

- ・代表幹事より提案のあった「日本労働社会学会役員の休業に関する内規」の策定についてメール審議・投票を行なった結果、5月7日をもって内規が承認されたことが報告された。

(2)-3 代理幹事の選任について

- ・中根多恵幹事から「日本労働社会学会役員の休業に関する内規」の第1条に基づき休業の申し出があったことを受け、代表幹事より、中根幹事が担当していた研究活動委員会との相談のうえ同内規第2条に基づき代理幹事を置くこと、および代理幹事については清水友里子会員とすることが提案され、その選任に関して幹事会でメール審議・投票を行った結果、賛成多数で承認されたことが報告された。

Ⅲ 入退会者、会費減免措置の承認

- ・入会希望者3名、退会希望者3名、会費減免2名（常勤職にない会員1名、シニア会員への移行1名）について、資料回覧の上、承認された。

3. 第33期 第2回 研究例会・第1回関西西部会（2021.7.3）報告

研究活動委員会・関西西部会

2021年7月3日に、第33期第2回研究例会と第1回関西西部会を合同開催した。新型コロナウイルス感染症の感染状況を受けて、オンラインでの開催となったが、場所の制約がなかったこともあり、55名が参加し、活発に議論を交わした。当日の2つの研究発表・討議の内容を概略的に報告する。

<第1報告>

報告者：松永伸太郎・永田大輔

報告題目：「地方における同業者ネットワークと『境界のないキャリア』
——小規模別荘関連業を事例に」

研究例会では、松永伸太郎・永田大輔の連名で「地方における同業者ネットワークと『境界のないキャリア』：小規模別荘業関連業を事例に」という題目で発表の機会をいただいた。主に経営学において展開しているキャリア論である「境界のないキャリア」論に関する批判的検討と、報告者両名で実施している小規模別荘業で働く労働者を対象とした調査から得られた知見について報告した。

「境界のないキャリア」論は、雇用の流動化と関連して多くの国で労働者が単一の組織に定着せず働く傾向が見られ始めたことに端を発した議論であった。そこでは主に組織間移動を行う労働者が対象とされていたが、「境界」をめぐる多様性が見落とされていることについての社会学者からのいくつかの批判が存在する。たとえば労働者がキャリア形成するにあたって横断することのある「境界」は、組織のほかにも職業・就業／非就業・セクター・地理などの要素が存在している。さらに、「境界のないキャリア」論の多くは高階層といえる労働者を対象としてきた側面があり、そうではない労働者の移動についての議論が乏しいように思われた。こうした問題意識から、本報告では高階層ではない労働者における「境界のないキャリア」に照準し、とりわけその地域性に着目した分析を行うことを試みた。

調査としては、X県内にある観光地に所在する不動産業で働く労働者へのインタビュー調査を行った。所在する地域においては小規模の不動産業が多数存在しており、主に別荘を対象にした賃貸・管理・流通などの事業を営んでいた。こういった企業は小規模であるために倒産することも多く、それにもかかわらず労働者は流動的に次の企業に雇用されて就業を

継続することが可能になっていた。こうした背景としては労働者のスキルの特徴があった。まず不動産である以上宅地建物取引士の資格を有する従業員が必要になるが、そのスキルは建築士や行政書士などの専門家との協働を円滑にするためのものとして重要視されていた。さらに、宅地建物取引士の資格を持たない従業員についても、別荘の賃貸や購入が観光と結びついていることから、地域の観光地・天候・商業施設などについて詳細な知識を有していることが重要となっていた。このように多層的な知識を従業員が有していた。こうした不動産で働く労働者同士は同業者同士のネットワークを形成しており、倒産などが生じた際に大きな間断がない再就職を可能にしていることが見いだされた。

議論においては、不動産における労働者が形成している同業者ネットワークの特徴や、事例の位置づけなどがトピックとなった。本報告におけるネットワークは、先行研究が地縁などに基づくものを指摘していることが多いのに対して、都市部からの移住者も含まれているものであり、同じ職業に紐付いているネットワークであると見られる点に特徴があるように思われる。事例の位置づけとしては、小規模事業者のもとで労働者が継続的に就業するという事例は大企業の子会社や取引先が集積する地域などでは他にも見られるという指摘があった。本報告における事例は、そうした大企業の存在がないなかで就業継続が可能になっている点に特徴があると思われる。とはいえ、本報告の調査はパイロット段階であり、今後調査を積み重ねることによって検証を行っていく必要がある。

例会においては、上記の指摘も含めて、非常に有益な質問・コメントを多数いただいた。報告者にとっても着手したばかりの研究であるため、いただいたコメントをもとにさらに研究を発展させていきたい。当日の運営をいただいた研究活動委員会の先生方、ご質問・コメントをいただいた先生方にとくに感謝申し上げます。

<第2 報告>

報告者 : 鈴木力

報告題目 : 「本州四国連絡橋争議における全港湾の雇用保障獲得戦略
——『職場の確保』要求の含意」

本報告では、本州四国連絡橋の建設に伴い発生した争議を対象に、建設省を窓口とした政府と港湾労働組合による政労交渉と協定内容を取り上げた。この交渉と協定において注目されるのは、港湾労組による要求の立て方と、政府による直接的な雇用責任の履行である。

第1 に港湾労組は港湾運送事業を圧迫する架橋建設に対し、建設反対という要求を前面に掲げることはできなかった。これは四国住民の架橋への期待に対する配慮であるとともに、組織力量としても建設反対では要求が獲得できないという総評指導者の判断でもあった。そのため、港湾労組としては架橋建設には反対せずに、港湾労働者の雇用保障（現職の維持・転職斡旋・雇用創出）を要求の第一としていた。

第2 に、1970年代までの港湾の技術革新に伴う失業時保障は、産業合理化の主体である

船社や荷主から失業補償金の拠出を求めるといった間接的雇用保障体制であった。だが、本州四国連絡橋の政労協定においては政府が港湾労働者の雇用保障に責任を持ち、失業者の「受け皿」会社を設立するなど、産業合理化の主体（政府）が直接的に雇用保障を行う協定へと保障体制を強化させたものといえる。

1983年に政労協定を実現することになったが、全港湾を中心に検討されてきた労働組合の要求戦略の含意の1つ目は、政府が失業者に対して現行の失業保険の拡大適用などの対応で十分とする提案を拒否することにあつた。失業保険では、政府は雇用問題について限定的な範囲でした責任をはたさず、港湾運送事業の縮小防止や、港湾労働者としての雇用継続・再就職、創業を含めた雇用の受け皿作りなど、架橋建設する公団や政府による雇用責任は度外視され、雇用の確保については労働者自身の責任とするものであつた。

また、要求戦略の含意の2つ目は、受け皿作りを含めた多様な支援を引き出す二段構えの要求構造となっていることである。そもそも、対策委員会が自ら設定した「職場の確保」と「架橋建設の容認」は厳密には要求として両立していない。しかしながら、全港湾が、この「職場の確保」にこだわった理由は、第1に、政府にできる限りの業域確保を要求する、第2に、政府にできる限りの業域確保を要求できない場合に、同業・同種の労働への斡旋を求める、第3に、同業・同種の労働への斡旋が難しい失業者への対策として「受け皿」の設定と創業まで要求する、というように雇用維持の要求が通らない場合も事後の策を講じやすい要求の仕方であつたといえる。

このように要求を組み立て、労働組合の直接行動も含めた要求行動によって協定に至ったことは従来の港湾労働者への雇用保障体制をより強化するものと評価できるが、新規に創業した雇用先の少なさや多職種への協定の締結の動きへと広がらなかった点などに課題が存在する。

参加者からは貴重なコメントをいただき、海員など他の労組の対応との比較や、類似の問題（石炭、国鉄など）との比較について質問があつた。本研究として海員組合の立法措置を獲得した架橋争議との比較や、石炭や国鉄に代表される国家事業に係る争議比較は今後の検討課題としたい。また、国家の雇用保障根拠に関する質問や、港湾労働組合の組織力の基盤に関する質問に対しては、今後の国会質疑の分析や現地への資料調査・ヒアリングによって補っていきたい。

★2021 年度年会費納入のお願い★

学会費の納入は下記口座までお願いします。

【郵便振替口座】 口座番号： 00150-1-85076 加入者名： 日本労働社会学会

年会費 学生・院生会員：6,000 円 一般会員：10,000 円

会費減免制度については、下記 URL をご参照ください。

<http://www.jals.jp/discount/>

お問い合わせ先：ワールドミーティング

(株)ワールドミーティング (日本労働社会学会事務代行)

Tel: 03-3350-0363 Fax: 03-3341-1830

E-mail: jals@world-meeting.co.jp

.....

★新著紹介のお願い★

日本労働社会学会の Blog にて会員の新著を紹介しています。

新著（共著を含む）を出版された方は事務局もしくは Web 担当にご連絡ください。

E-mail: chikara.suzuki129@gmail.com

.....

★所属や住所、メールアドレス変更連絡のお願い★

所属や住所、メールアドレスを変更した場合には、必ず事務局にご連絡ください。

E-mail: s-eto@ks.kyorin-u.ac.jp

.....

★日本労働社会学会事務局（第 33 期）★

〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2 杏林大学医学部付属病院第 2 病棟 D 3 階

医学教育学教室内 江頭 説子（えとう せつこ） 気付

TEL: 0422-47-5512 (内線 3661)

学会 HP: <http://www.jals.jp/>
